賃金控除に関する協定書

　株式会社　　　　　　と従業員代表　　　　　　　は、労働基準法第　条第　項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、以下のとおり協定する。

（賃金控除の対象）

第１条　会社は、法令に基づくもののほか、次に掲げるものを毎月の賃金から控除することができる。

1. その他会社と従業員代表と協議し決定したもの

（賃金支払日）

第２条　賃金支払日は、毎月　　日とする。

（未控除の処理）

第３条　その月の賃金から控除できなかった分については、翌月以降に繰り越し、翌月の賃金からこれを控除することができるものとする。

２　毎月の賃金から控除されることが困難とされる分については、賞与から控除することができるものとする。

３　従業員の死亡、退職等により未控除が発生した場合は、従業員の退職金から控除することができるものとする。

（有効期間）

第４条　本協定は、令和　　年　月　日から有効とする。

２　この協定は、当事者のいずれかが30日前までに文書による破棄の通告をしない限り、効力を有するものとする。

令和　　年　月　日

株式会社

代表取締役　　　　　　　　　印

従業員代表　　　　　　　　　印